

# 海運九条の会ニュース

発行：海運九条の会事務局

和光市本町31-4-102

048-465-5505

iuehara@pep.ne.jp

## 震災と憲法

憲法施行65周年の5月3日、NHKは「災害と憲法」と題する、有識者による座談会を放送した。大震災に乗じた憲法改定の動きを取り上げていました。大震災を経験しても「動かない政治」「決められない政治」を意識し、統治機構の見直しに踏み込んでいる点が特徴的です。

自民党は4月20日、「大規模自然災害」などのときは政府に権限を集中させ、基本的人権を停止し、法律を制定しなくても政令で国民を国の指示に従わせる規定を盛り込んだ「緊急事態」の章を新設した「憲法改正草案」を公表した。このような震災便乗改憲を警戒して、森英樹・名古屋大名譽教授は「そもそも、震災対応がうまく回らなかったのは、政府が現行の法令を適切、有効に執行できず、大地震に対応するノウハウを積み上げてこなかったからだ。現行憲法に不備があったわけではない。」と5月3日付東京新聞紙上で述べている。

同じ新聞紙上で、「伊藤塾」の伊藤真さんは主張します。「憲法は、少数の人権を守るため、多数に基づく民主的政治に時として縛りかけるものです。(中略)。憲法前文では『われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する』とあります。〈平和〉

とは単に戦争のない状態ではなく病気や飢餓、貧困や人権侵害、災害を含め、生活を脅かす脅威から免れて心穏やかに生きることができるといふこと。

(憲法第)13条はさらに生命の脅威を排除することも人権として保障しています。その観点からみると原発は憲法違反だと考えます。放射能の危険にさらられないで生きたいという人権を、憲法は保障しています。(中略)。『日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ』。前文の理想を具体化しなければなりません。憲法は、政治家に守らせる法。守らせるためには、国民も憲法の内容を知らなければなりません。」と。

改憲派の動きは、ほかにも広がっている。自民党離党組みでつくるたちあがれ日本は自主憲法大綱案を発表。天皇が元首の立憲君主制を掲げるなど、内容は自民党案とほぼ同じだ。みんなの党は、一院制や首相公選制を掲げた。橋本・大阪維新の会も2月に公表した「維新八策」で、憲法改正を主要政策の一つに掲げ、首相公選制、参院廃止などを公約した。

憲法記念日特集として朝日新聞紙上に掲載された世論調査によると、首相公選制への賛成が68%にのぼり、「進まない政治」への厳しい視線を伺わせているが、原因についての問いにたいしては、「政治家にあ

る」が67%で、憲法に基づく制度にある」の20%を大きく引き離しており、有権者は改憲を伴う制度変更より、政治家の運用による努力を求めているといえます。9条を「変えるほうがよい」は30%で「変えないほうがよい」は55%。憲法全体で改正の「必要がある」と答えた51%の人でも、9条を「変えるほうがよい」は44%、「変えないほうがよい」は43%とほぼ並んでいます。

同紙はまた、「日本国憲法 今も最先端」という見出しで、アメリカの法学者による、世界の成文化された憲法188カ国分の分析結果として、世界で主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす先進ぶりを「65年も前に画期的な人権の先取りをした、とてもユニークな憲法といえる」と紹介しています。日

本では、米国の「押しつけ」憲法を捨てて、自主憲法をつくるべきだという議論もあるが、ワシントン大学のロー教授は、「奇妙なことだ。日本の憲法が変わらないうちにきた最大の理由は、国民の自主的な支持が強固だったから。経済発展と平和の維持に貢献してきた成功モデル。それをあえて変更する政争の道を選ばなかったのは、日本人の賢明さではないでしょうか」と語っています。

## 原子力船むつ闘争

38年前に炉心溶融の福島原発事故を予見させる事件があった。原子力船「むつ」の放射線漏えい事故である。事故に至る経緯は福島島の構図と多くの点で酷似していた。

1974年8月26日、漁民の反対を押し切って陸奥湾を強行出港したわが国最初の原子力船むつ(荒稲蔵船長、8242総トン、主機=加圧軽水冷却型原子炉1基、出力3万6000キロワット)は尻屋崎東方800kmで臨界実験をしたのち9月1日に原子炉放射線(ガンマー線、中性子)漏れを発生、果てしない漂流を続けることになった。神戸はじめ寄港しようとする港はすべて拒否された。海員組合は土井一清組織局長の指揮下、むつ対策委員会を設置、八戸の現地対策本部、「むつ」と連絡を取りながら情勢を分析、戦いを指導した。10月4日に

## 小出裕章氏講演会の

お知らせ

商社九条の会・東京の呼びかけに答えて、別紙案内チラシのとおり、来る7月7日(土)、日本教育会館で開催される、小出裕章氏の講演会『隠されてきた原発の真実』に、他の職域九条の会と共に協賛団体として加わることにいたしました。

入場前売り券をお求めになりご参加下さるようご案内申し上げます。

事務局

は中核体代表に船社責任を追及した。「むつ」には商船三井、日本郵船など6中核会社から33人の出向組合員が乗船していた。

一方、青森県陸奥湾の地場産業はホタテ養殖、むつの影響を恐れる漁民の生活防衛闘争となった。組合は日本原子力研究所労働組合と懇談、「むつ」乗組員の安全問題は地元住民の運動に合流する形で解決することを確認した。

むつ乗組員の疲労は極限に達したと判断した組合は、当面する乗組員の安全確保と民主・自主・公開の3原則に立った真の国民的平和的な原子力エネルギー開発を求める9・21声明を発表、具体4条件を示し政府、行政当局が応じないときは全船員の緊急下船を断行すると迫った。社会、共産、公明、民社も国会で激しく自民政府を追及した。政府は漁民との交渉を開始したが、結論は出ず、組合はついに救出船25宝栄丸を「むつ」に向けた。

むつ闘争がなかったら、どうなったか。2000年には280隻の原子力商船が就航する計画だった。参院運輸委員会で杉山善太郎議員（社会党、元海員組合新潟支部長、知事選で社共統一候補）が原子力船の長期計画を質した。1972年月刊「海事と情報」（成山堂）3月号には「むつ特集」で海運界の原子炉への期待が書かれている。「むつ」放射能漏れ事件のあと海運資本は安全上不安のある原子力にかかわらなかつた。

10月14日の参院運輸委員会は「むつ」で4野党が政府を追及、同日夜、漁民と政府代表の話がまとまり、翌15日、むつは50日ぶりに陸奥に帰港、残りの1

9人はようやく「人質」から開放された。「むつ闘争」を契機にこれまでの、米追従、非民主的な原子力政策は変更せざるをえなくなった。（むつ闘争は人権闘争として沼田稲次郎都立大総長、笹木弘東京商船大教授から、原子力発電問題研究委員会委員長・安斎育郎先生の応援をいただいた。）

（大野一夫）

### ソマリア沖の海賊問題は どうなっているか

海賊の出没から商船の護衛を理由に海上自衛隊の護衛艦が東アフリカ・ソマリア沖へ派遣されて3年になるが、積極的な武器使用の可能性もはらみつつ強行された派遣であり、現在も毎日護衛艦2隻と航空機がこの海域の護衛にあたっている。

われわれ「海運九条の会」は、これに対し船舶乗組員が銃弾の下で働かされることを回避すべきであるとの立場から、「緊急アピール」を発し、ソマリア海域を通過せず、アフリカ大陸南端のケープタウン沖を通る、迂回航路を取るよう呼び掛けた。そして、問題解決は武力ではなくソマリアが自立できる、政治経済の復興に日本が最大限の支援をすべきであることを訴えた。

その後の実態をみると、日本国籍船のみはケープタウン沖を通る迂回航路を通っているようである。しかし、日本国籍船は日本船社の支配する2千隻のうちわずか百隻程度しかなく、そのうちヨーロッパ方面に行く船は一部であり、ソマリア海域通航船は、大部分は便宜置籍船（タックスヘブンを

国籍とし賃金の安い第3国人船員により運航する）である。日本海運にとっては、少数の日本籍船は迂回させても全体に影響がないということだろうか。

防衛省のホームページ発表の「護衛艦による護衛実績」によれば、昨年11月から本年3月までの5ヶ月間の護衛実績で見ると、護衛総数は316隻で、その内訳は

- ①日本国籍船は1隻のみ（0.3%）（ソマリア海域を通過していない事の証）、
  - ②日本船社が運航する外国籍船（39隻（12%）、（便宜置籍船が大部分）
  - ③その他の外国籍船276隻（87%）
- と発表している。この内訳の傾向は派遣された3年間を通じて同じである。

護衛船の9割近くを占める、「その他の外国籍船」とは、船も積荷も日本に何の関係もない船舶の護衛である。護衛は船団を組んで、先頭と最後部を軍艦2隻がはさむ形で護衛する。そのため船団内の商船は国籍に関係なくスケジュールで航行するので、日本の関係船がわずかでもやむを得ないという理屈であろう。

海賊は、軍艦の護衛海域を避け、ソマリア海域からより遠距離のインド沿岸や印度洋中部までも進出するようになっている。

日本船主協会は、海域の拡大に伴い軍艦による船団護衛方式では対応しきれなくなったとして、昨年の国会で武装ガードマンの乗船を要求するに至っている。

海賊の襲撃海域が拡大して、ペルシャ湾からの石油輸送に当たるタンカールート周辺にまで及んでおり、それへの襲撃が懸念されるが、今のところその情報は

ない。

タンカールートで最近心配されるのは、イランによるホルムズ海峡封鎖であり、こちらは海賊事犯への犯罪対処ではなく、戦争そのものとなるので、さらに深刻である。

全日本海員組合は武装ガードを否定しないまでも時期尚早としており、乗組員（ほとんど外国人船員）が「行きたくない」という声が大きくなれば、この海域への「乗船拒否」を打ち出す方針のようである。

就航中の船舶では、海賊対策として厳重な見張りと居住区の施錠の強化、襲撃には放水する体制で、中には「放水するかかし」をデッキに設置している例もある。さらに襲撃に耐えられるシェルターを船内に設置し、乗組員が全員その中に避難して、外部からの救助を待つという設備を備えた船もある。

武装ガードは、民間人のガードマンを武装させることであり、憲法上許されることではない。国際的には、その声は高まっているようだが、平和憲法と武器所有を禁じた日本の法体系は厳格に守るべきである。

軍艦による護衛や船内武装が切り札ではない現実を考えると、我々が主張している「危険海域への就航を避ける」対策が、最も現実的な対策であろう。ソマリア海域を通る航路は、大部分がヨーロッパや地中海向けの船であり、南アのケープタウン回りと言う迂回路は、時間と経費がかかるが、人命と積荷の安全を考えれば、現実的な対策である。現に日本国籍船ではそれを実行しているのである。

(H.K)